第26回袖ケ浦市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 平成30年6月5日(火)午後3時00分
- 2 開催場所 袖ケ浦市役所旧館3階大会議室
- 3 定数及び出席委員数 定員16名 現員16名
- 4 出席委員 15名

1番 保 坂 正 雄 2番 石 渡 正明 3番 切 替 三 夫 4番 奥 野 元 好 5番 地 引 正 和 6番 注連野 千佳代 7番 有 原 敏 夫 8番 若 林 豊 9番 渡 邉 美代子 11番 山口武夫 12番 中 川 喜一郎 13番 小 泉 勝 彦 14番 山口 勝久 15番 関 根 芳 夫 16番 石 塚 康 夫

- 5 欠席委員 1名
 - 10番 露 﨑 春 雄
- 6 農林振興課職員 1名

三沢主査

7 出席事務局職員 4名

伊藤事務局長 齊藤主幹 高品主査 石井主査

◎開 会

平成30年6月5日午後3時00分 開会

- ○事務局長(伊藤恵一君) それでは、皆様本日はお疲れさまでございます。それではまず、会長からご挨拶頂戴したいと思います。よろしくお願いします。
- ○議長(地引正和君) 皆さん、こんにちは。皆さんもお変わりなくお過ごしのことと思います。こと しは暑いし、またあと二、三日すると梅雨に入るというような予報もあるようでございますけれども、 体を壊さないようにしていただきたいと思います。よろしくどうぞお願いいたします。
- ○事務局長(伊藤恵一君) ありがとうございました。それでは、早速議事に入りたいと思います。総会の議長は、袖ケ浦市農業委員会会議規則第4条第 1項の規定によりまして会長が行うことになっておりますので、よろしくお願いいたします。
- ○議長(地引正和君) ただいまより第26回農業委員会総会を開会いたします。 ただいまの出席委員は16名中15名出席でございますので、会議は成立しております。 次に、欠席委員の報告を申し上げます。10番、露﨑春雄委員。

◎議事録署名委員の指名

- ○議長(地引正和君) 日程第1、議事録署名人の指名を行います。 9番、渡邉美代子委員、11番、山口武夫委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。
 - ◎議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ○議長(地引正和君) 日程第2、これより議案の審査を行います。 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請を議題といたします。 議案第1号の1について、事務局の説明を求めます。 高品君。
- ○事務局(高品吉朗君) 事務局の高品です。議案第1号の整理番号1についてご説明いたします。 議案の1ページをごらんください。本件は、平成30年5月17日付で申請書の提出がありました。申請内容は、林在住の個人が市原市在住の個人から贈与により所有権を取得しようとする案件です。譲り渡し人は、高齢になり市原市に居住しているため、遠方で管理することが困難になったことから、贈与したいとのことです。譲り受け人は、譲り渡し人と親戚関係にあり、農業経営の充実を図るため贈与の申し出を受けたいとのことです。

総会資料1ページの位置図をごらんください。場所は林字中ノ台です。現地を確認したところ、現地は畑で耕されており、これから耕作ができる状態になっておりました。

総会資料2ページをごらんください。所有農地及び耕作地に関する申告書を添付しております。 農地法第3条の許可基準についてですが、全部効率利用要件につきましては非耕作地があります。 これは、林地区にある田んぼで、イノシシの被害があるため耕作ができないというものでした。

農機具等については、耕運機、農用車を所有しています。田んぼは、イノシシの被害があるため耕作できないとのことで、畑を耕作するために必要な機械はおおむねそろっているものと思われます。

農作業常時従事日数につきましては、世帯で420日従事しており、基準の150日以上従事している要件を満たしております。

下限耕作面積要件につきましては、耕作している面積が59アールとなっており、50アール要件を満たしております。

地域との調和要件につきましては、もともと林地区で耕作をしており、今後も地域の基準に従って 耕作していくとのことです。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(地引正和君) 事務局の説明が終わりましたので、申請地担当地区委員及び権利者住所地担当 委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

15番、関根芳夫委員。

○15番(関根芳夫君) 15番、関根です。今事務局のご説明があったとおりでございます。現地確認ということで、5月の22日火曜日3時に現地に集合いたしました。先ほど図面で見たこの位置です、1ページのこの畑に。当日、○○○さんが申請人ですけれども、だんなさんの○○○さんが現場を案内してくれました。確かにきれいにうなってありますけれども、何かイノシシの足跡がもうすごかったのです。足跡だらけでした。大根か何かやるという程度の畑、そんなようなことを言っていました。それと、先ほど書類の中に耕作放棄地ということで事務局と相談しまして、場所は広域農道から○○へ曲がる信号のところ右側にヨシが1反か2反ぐらい生えていて、交通安全上非常に危険な場所だということで、あそこをきれいに刈らないと農業委員会にだって要件、案件あるけれども、議題にしないよ、保留にしてしまうよと言ったら、それは困るということで、あした刈るということですぐ刈ってくれまして、現在見てきましたらきれいに刈ってありました。確かに交通安全上もあそこはいつもあんなになるので、毎年あのぐらいにきれいに刈ってくれれば助かるなと思いました。また、これからも指導して、刈るようにまた話をしたいと思います。

それから、農家要件、ほかには機械等、先ほど説明がありましたとおり、機械は田んぼにもうイノシシが入ってしまって稲をつくっても倒されたり、それから収穫してもイノシシのにおいが移ってしまって〇〇〇〇〇〇〇〇と思われると嫌だということで、もうやらないということで、一般的に言う〇〇〇ってありますよね。ほかにあとは、譲渡人はおじさんになるということでしたけれども、高齢のためということで先ほど高品さん説明のとおり、遠くて行けないから、くれるからつくってくれないかなということで、ではわかったということで、くれるものは何でももらうというようなことで本人言っていましたけれども、ではやるよということでつくることになったということで現地確認を終わりました。

以上のとおりです。よろしくご審議お願いします。

- ○議長(地引正和君) 説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。 質疑はございませんか。 どうぞ。
- ○14番(山口勝久君) 14番、山口です。今回の件ですけれども、譲り受け人が○○○さんということで、資料のほう見ると○○○のほうの農業経営者は○○○さんということになっているのですけれども、こういう場合、それは別に農業経営者というのは逆に言うとこの譲り受け人のほうの面積、それは別に農業経営者でなくても家族でも別に問題はなかったでしょうか。
- ○議長(地引正和君) 事務局。
- ○事務局(高品吉朗君) 事務局、高品です。この農家台帳は、世帯で考えますので、今回奥さんのほうで買われるということですけれども、奥様も農業に従事している方なので、一緒に農業をやっているというふうに考えていただければと思います。なので、奥様が今回申請するということについては、問題はありません。
- ○議長(地引正和君) ほかに質疑はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(地引正和君) 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。 これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(地引正和君) 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。採決をいたします。

議案第1号の1について、賛成の方は挙手を願います。

[賛成者举手]

す。

○議長(地引正和君) 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の1については許可と決定いたします。

次に、議案第1号の2について、事務局の説明を求めます。 高品君。

○事務局(高品吉朗君) 事務局の高品です。議案第1号の整理番号2についてご説明いたします。 議案の1ページをごらんください。本件は、平成30年5月18日付で申請書の提出がありました。申請内容は、野里在住の個人が野里在住の個人から売買により所有権を取得しようとする案件です。譲り渡し人は、労働力不足のため管理ができなくなってきたことから、売買の申し出をしたとのことです。譲り受け人は、対象地が自宅から近く、耕作上便利であることから、申し出を受けるとのことで

総会資料3ページから4ページの位置図をごらんください。場所は、野里字反取です。現地を確認 したところ、現地は畑の不作付地で、草刈りをした後の草が少し伸びてきた状態でした。

総会資料5ページをごらんください。所有農地及び耕作地に関する申告書を添付しております。

農地法第3条の許可基準についてですが、全部効率利用要件につきましては、非耕作地はありません。

農機具等については、農用車と耕運機を所有しています。トラクターや田植機、コンバインにもみすり乾燥機は所有しておりませんが、親戚に作業委託しており、草刈りや水の管理等を行っているとのことです。このことから、耕作に必要な機械はおおむねそろっているものと思われます。

農作業常時従事日数につきましては、世帯で400日従事しており、基準の150日以上従事している要件を満たしております。

下限耕作面積要件につきましては、耕作している面積が79アールとなっており、50アール要件を満たしております。

地域との調和要件につきましては、野里地区で耕作をしているため、今後も地域の基準に従って耕作していくとのことです。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(地引正和君) 事務局の説明が終わりましたので、申請地担当地区委員及び権利者住所地担当 委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

3番、切替三夫委員。

○3番(切替三夫君) 3番、切替です。現地調査の報告をいたします。

5月23日午後1時半、申請人の自宅近くで落ち合いまして、現地、畑に行って確認してまいりました。畑は、一部お茶畑になっておりまして、そのほかはちょっと草が生えていましたが、耕うんすればすぐ畑になると思います。

それから、農家要件等は事務局の説明のとおりだと思いました。

以上です。よろしくご審議のほどお願いします。

○議長(地引正和君) 説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。 質疑はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(地引正和君) 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。 これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(地引正和君) 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。採決をいたします。

議案第1号の2について、賛成の方は挙手を願います。

[賛成者举手]

○議長(地引正和君) 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の2については許可と決定いたします。

◎議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

- ○議長(地引正和君) 次に、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請を議題といたします。 議案第2号の1について、事務局の説明を求めます。 石井君。
- ○事務局(石井和樹君) 事務局の石井です。議案第2号の整理番号1についてご説明いたします。 議案2ページをごらんください。本件は、市内在住の個人が市外在住の所有者から農地1筆を売買 により所有権移転し、住宅用地に転用しようとする案件であり、土地の所在、権利関係等は議案記載 のとおりです。なお、本件については平成30年5月18日に申請書の提出がなされております。

総会資料6ページの位置図をごらんください。申請地は、JR袖ケ浦駅の北東側約430メートル、 奈良輪小学校の西側約550メートルに位置し、市街化区域に近接する農地で、その規模がおおむね10~ クタール未満であることから、第2種農地と判断されます。

土地利用については、総会資料7ページのとおりであり、木造2階建ての専用住宅及び駐車スペース等を整備する計画となっております。

排水関連については、汚水・雑排水は合併浄化槽による処理後、雨水に合流させ、隣接地の私道側 溝を経由し、既存側溝に放流する計画となっており、各管理者からの同意が得られております。

資金計画については、金融機関からの借り入れにより賄う計画となっております。

総会資料8ページに現地の写真を添付しております。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(地引正和君) 事務局の説明が終わりましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を 求めますが、議案第2号の1については私が担当地区委員でございますので、この場より私から意見 及び現地調査の報告をさせていただきます。

説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(地引正和君) 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。 これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(地引正和君) 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。 採決をいたします。

議案第2号の1について、賛成の方は挙手を願います。

「替成者举手〕

○議長(地引正和君) 賛成全員でございます。

よって、議案第2号の1については許可相当と決定いたします。

次に、議案第2号の2についてを議題といたしますが、議案第2号の2ないし議案第2号の3については関連がありますので、一括して事務局の説明を求めます。

石井君。

○事務局(石井和樹君) 事務局の石井です。議案第2号の整理番号2及び整理番号3についてご説明いたします。

議案 2ページをごらんください。本件は、市内の法人が市内在住の所有者 2名から農地 2 筆2,042平 方メートルを賃貸借により借り受け、資材置き場用地に転用したいとする案件であり、土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりです。事業全体の区域としては、農地以外の宅地1,021.47平方メートルを含め3,063.47平方メートルとなります。なお、本件については平成30年 5 月21日に申請書の提出がなされております。

本件の申請理由は、市内2カ所に既存施設として資材置き場がありますが、手狭となっている状況であり、またガス管工事や申請地付近の住宅需要による資材支給の対応等により業務量も増大していることから、新たに申請地に資材置き場を計画するものです。

総会資料12ページから17ページに既存施設の資料を添付しておりまして、本社敷地は総会資料14ページのとおりであり、300平方メートルを資材置き場として使用しており、また〇〇〇の資材置き場は総会資料15ページから17ページのとおり4,535平方メートルを使用している状況です。

総会資料のページをお戻りいただき、9ページの位置図をごらんください。申請地は、袖ケ浦駅の 北東側約700メートル、奈良輪小学校からは北西側約400メートルに位置し、市街化区域に近接する農 地で、その規模がおおむね10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断されます。

土地利用については、総会資料10ページのとおりであり、事業地内を土砂の移動により整地し、砕石を1.5メートルの高さで合計1,400立方メートル置く計画です。事業地内通路部分については、砕石を厚さ30センチメートル敷くこととなっております。申請地の隣接には住宅及び農地がありますので、飛散しない砕石とし、事業地からの流出防止のため敷地境界線からは1メートル離してストックする

計画となっております。

安全面については、工事中は飛散防止ネットを設置する計画となっております。

また、排水関係については、雨水の自然排水のみの計画となっております。

資金計画については、自己資金で賄う計画となっております。

総会資料11ページに現地の写真を添付しております。

説明は以上です。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長(地引正和君) 本案件につきましては、運営委員会案件でありますので、運営委員会委員長に 運営委員会における審議の内容について報告をしていただきます。

有原運営委員会委員長。

○運営委員会委員長(有原敏夫君) 7番、有原です。運営委員会の内容についてご報告いたします。 議案第2号の整理番号2及び整理番号3についてですが、譲り受け人が市内在住の所有者2名から 農地2筆2,042平方メートルを賃貸借により借り受け、資材置き場用地に転用したいとする案件でご ざいます。

5月31日に運営委員会を開催して現地の調査及び関係者から状況確認をするとともに、審査を行いましたので、その経過と結果についてご報告いたします。

現地確認は、既存施設も行い、奈良輪の申請地は午後1時40分から、〇〇〇の既存施設は午後2時10分から実施しました。現地では、譲り受け人及び代理人に出席いただき、申請農地及び既存施設の確認をするとともに、事業説明をいただき、質疑応答を行いました。奈良輪の申請地での主な質疑内容ですが、埋め立てに関する質問があり、申請地内を土砂移動により整地するのみで、土砂の搬入等はないとの説明がありました。また、隣接地への安全対策に関する質問があり、ストックするのは飛散しない砕石のみとし、さらに隣接地境界線から1メートル離した上でストックするとの説明を受けました。

次に、既存施設での主な質疑内容ですが、20トンの大型車両による資材搬入があるということから、 奈良輪申請地内の資材搬入車両についての質問があり、2トン車や4トン車での資材搬入を予定しているとのことでした。また、〇〇〇の本社敷地の利用状況に関する質問があり、本社敷地内は事務所と倉庫があり、資材をストックできる部分が少ないとの説明を受けました。

審査会は、午後3時から市役所7階会議室において譲り受け人並びに代理人に出席いただき、行いました。事務局からの議案説明を受けた後、代理人からの事業説明を受け、続いて委員から質問があり、説明をいただきましたので、その主な内容についてご報告いたします。

代理人からは、申請目的は〇〇〇の既存施設について大型車両の通行がある関係から、手狭な状況であり、ガス管工事等により業務が増大していることから、新たに資材置き場用地を確保したいとの説明がありました。また、奈良輪の申請地を選定した理由としては、袖ケ浦駅前のショッピングモール建設計画や奈良輪地区における住宅需要が増大しているためとの説明を受けました。

質疑では、事業計画地内中央部の法定外水路横断についての質問があり、市土木管理課に法定外公 共物工事施工承認申請を行い、既に許可済みであるとのことでした。また、業務量増大の一因となっ たガス管工事についての質問があり、既に譲り受け人が工事にかかわる資材を支給することが確定し ているとのことでした。

運営委員会委員による採決の結果でございますが、運営委員全員一致にて許可すべきものということになりました。

以上、ご報告いたします。

○議長(地引正和君) 説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。 質疑はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(地引正和君) 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。 これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(地引正和君) 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。 採決をいたします。

議案第2号の2ないし議案第2号の3について、賛成の方は挙手を願います。 「賛成者挙手〕

○議長(地引正和君) 全員賛成でございます。

よって、議案第2号の2ないし議案第2号の3については許可相当と決定いたします。

◎議案第3号 平成30年度第3次農用地利用集積計画書(案)の承認について

○議長(地引正和君) 次に、議案第3号 平成30年度第3次農用地利用集積計画(案)の承認についてを議題といたします。

議案第3号について、事務局の説明を求めます。

高品君。

○事務局(高品吉朗君) 事務局の高品です。議案第3号の平成30年度第3次農用地利用集積計画書(案) についてご説明します。

この平成30年度第3次農用地利用集積計画書(案)については、農地法第3条の第1項第7号に該当し、農地法の申請による許可ではなく、農業経営基盤強化促進法により農業委員会の審査及び決定を受けるために審議をしていただくものです。

それでは、農用地利用集積計画書(案)の24ページから25ページをごらんください。今回の申請は、利用権設定が22件で、そのうち通常の利用権設定が2件、農地中間管理事業による利用権設定が20件

となっております。農業経営基盤強化促進法により利用権設定を受ける方の面積は、合計で 1,639.6564アールとなっております。

利用権設定の詳細内容につきましては、資料の1ページから19ページ記載のとおりとなっておりますので、説明は省略させていただきます。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(地引正和君) 事務局の説明が終わりましたので、これより質疑をお受けいたします。質疑はございませんか。

どうぞ。

- ○7番(有原敏夫君) 7番、有原です。今の合計の面積は……
- ○事務局(高品吉朗君) 1,639.6564アールです。
- ○7番(有原敏夫君) 失礼しました。間違えました。
- ○議長(地引正和君) ほかに質疑はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(地引正和君) 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。 これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(地引正和君) 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。採決をいたします。

議案第3号について、賛成の方は挙手を願います。

[賛成者举手]

○議長(地引正和君) 賛成全員でございます。

よって、議案第3号については原案のとおり可決されました。

- ◎議案第4号 平成30年度第3次農用地利用配分計画(案)に対する意見について
- ○議長(地引正和君) 次に、議案第4号 平成30年度第3次農用地利用配分計画(案)についてを議題といたします。

議案第4号については、農地中間管理事業による農用地利用集積でありますので、担当課である農 林振興課から農用地利用配分計画(案)の説明を求めます。

農林振興課、三沢君。

○農林振興課主査(三沢徹君) 農林振興課の三沢と申します。よろしくお願いします。それでは、議 案第4号 平成30年度第3次農用地利用配分計画(案)についてご説明申し上げます。

本議案については、農地中間管理機構である公益社団法人千葉県園芸協会を通して、農地を貸した

い方と借りたい方のマッチングが成立した案件に関する計画(案)について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、皆様のご意見を伺うものです。今回は配分計画(案)が15件となっており、内訳として地域でまとまって貸し借りを行う12件と個別案件3件が対象となります。

まず、地域でまとまった貸し借りを行う12件にかかわる説明でございますが、先ほど議案第3号の資料の中にありました農用地利用集積計画書(案)整理番号30-5-3から30-5-18までに記載している農地を千葉県園芸協会から借り受け者である $\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ の個人担い手さんに貸し付けるものです。詳細としましては、 $\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ の個人担い手さんがご自分もしくはご家族の名義の土地について、千葉県園芸協会を通して借り受ける内容となっており、合計で170筆、約13.9町歩ほどございます。資料としましては、1ページから77ページまでとなりますが、今回は案件が多いため、個別の借り受ける農地ですとか詳細な契約内容等については説明は省略させていただきます。

次に、個別案件 3 件にかかわる説明でございますが、先ほど議案第 3 号の資料の中にありました農用地利用集積計画書(案)整理番号30-5-19から30-5-22までに記載している農地を千葉県園芸協会から借り受け者である市内の個人担い手さんに貸し付けるもので、合計で10 筆、約8. 2 反ほどでございます。資料としましては、78 ページから95 ページまでになりますが、個別の借り受ける農地や詳細な契約内容等については説明を省略させていただきます。

以上で配分計画(案)の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(地引正和君) 説明が終わりましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(地引正和君) 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

どうぞ。

- ○16番(石塚康夫君) ちょっと質問したいのですけれども、16番の石塚です。通常ですと賃貸借になるわけですけれども、今の説明ですと本人または家族の所有地を借り受けるという話でしたけれども、 当然だから賃貸借はゼロになるわけですね。その場合のメリットってどういうメリットがあるのですか。
- ○議長(地引正和君) 三沢君。
- ○農林振興課主査(三沢徹君) 今のご質問に対してでございますが、こちらの今回の案件につきましては○○○地区ということで、今後圃場整備を予定している区域になります。昨年度9月の農業委員会だったかと思うのですが、一部やはり中間管理事業を通した配分計画(案)の審議をお願いしたところでございますが、今回はその残りの部分と言ったら語弊があるかもしれませんが、個人担い手の

方のご自分の分の整理ということでのご審議いただいているというわけなのですけれども、今後こちらにつきましては地域集積協力金という形で農地中間管理事業の中の補助金を地域のほうに交付いただけるような形で対象になりますので、メリットといたしましてはそういったところがメリットかなというふうに思います。

- ○議長(地引正和君) 今討論で受けたのですが、質疑でこれやってくださいね。今質疑は終わって、 討論でしたので、こっちではございませんから。
- ○16番(石塚康夫君) 制度そのもののあれの問題で、個別も半分あるのですが、済みません、失礼しました。
- ○議長(地引正和君) ほかに討論はございませんか。 〔「なし」と言う人あり〕
- ○議長(地引正和君) 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。採決をいたします。

議案第4号について、賛成の方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○議長(地引正和君) 賛成全員でございます。

よって、議案第4号については原案のとおり可決されました。 ご苦労さまでした。

◎議案第5号 平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)の承認の件○議長(地引正和君) 次に、議案第5号 平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)の承認についてを議題といたします。

議案第5号について、事務局の説明を求めます。

高品君。

○事務局(高品吉朗君) 事務局の高品です。議案第5号についてご説明いたします。

議案の3ページをごらんください。初めに、なぜこのような目標及びその達成に向けた活動の点検 評価等を行うようになったのかをご説明します。それは、農業委員会等に関する法律の一部改正が国 会において成立し、平成28年4月1日から施行され、農業委員会は農地等の利用の最適化推進が必要 事務となり、その実施状況をインターネット等により公表することが新たに法制化されたためです。 そして、農業委員会は、毎年度目標とその達成に向けた活動計画及び活動計画の点検評価を行い、ホームページ等で公表することになっておりますので、前年度の活動計画の点検や評価、今年度の活動 計画について確認をお願いしたいと思います。

それでは、議案第5号の資料をごらんください。平成29年度の目標及びその達成に向けた点検・評価を作成しましたので、ご説明いたします。

資料の1ページをごらんください。こちらには委員会の状況としまして農地面積や農家数などを農林業センサスに基づき載せています。また、農業委員会の現在の体制を載せています。

次に、2ページをごらんください。担い手への農地の利用集積、集約化の状況を載せています。農業従事者の高齢化や後継者不足による遊休農地の増加、有害鳥獣被害などにより不耕作地の増加が課題となっていますが、担い手への集積実績は213.4~クタールとなっており、達成状況は118%となるため、耕作可能な農地の担い手への集積はある程度順調に行われているという状況です。このため、目標に対する評価は良好で、活動に対する評価は適当であると考えます。

次に、3ページをごらんください。こちらには新たに農業経営を営もうとする者の参入状況を載せています。平成29年度に農地を取得したり、賃貸借権の設定などをして新規に営農を行おうと新規参入した者はゼロ人でしたが、親元就農で農業者となった者が2名おり、関係課と連携してサポートを行うことができました。ただし、親元就農者は今回の実績には含められないということから、ゼロ人となっております。目標に対する評価は、目標未達成となるので、今後はより積極的なサポートが必要だと考えます。

次に、4ページをごらんください。遊休農地の状況について載せています。平成29年度の遊休農地面積は67へクタールとなっており、全体の2.57%となっています。遊休農地解消の活動は、8月下旬から農地利用最適化推進委員と農林振興課と協力し、利用状況調査を実施しました。遊休農地の把握を行い、遊休農地の所有者へ利用意向調査を実施し、遊休農地を有効に活用できるか意向を確認し、農地中間管理事業の推進などを行いました。遊休農地解消目標は5へクタールですが、解消実績は2.5へクタールで、達成状況は50%でした。目標に対する評価は、目標未達成となります。中間管理事業の周知や所有者への市道などを積極的に行う必要があると考えます。

次に、5ページをごらんください。違反転用への適切な対応について載せています。平成29年度は、違反転用面積が1ペクタール増加し、7.3ペクタールとなっています。違反転用は、早期発見、早期指導が重要であり、転用後の指導による農地復元は非常に困難になっています。活動に対する評価は、今後も是正指導を継続的に行うとともに、農地パトロールによる違反転用の早期発見、早期指導を強化していきたいと考えます。

次に、6ページから8ページをごらんください。こちらには、平成29年度に行った農地法事務の内容を載せています。農地法第3条の農地の売買等の申請が36件、農地転用の申請が48件、農地所有適格法人からの報告が9法人あり、農地の賃借料情報の提供なども行っています。また、事務の実施状況の公表をホームページにて行っています。

このような内容で平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価を作成しましたので、 ご意見などがありましたらお願いいたします。

ご説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(地引正和君) 事務局の説明が終わりましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。 どうぞ。

- ○7番(有原敏夫君) 7番、有原です。この2ページもそうなのですけれども、集積の目標というのはどういうふうに決めるのですか。
- ○議長(地引正和君) 高品君。
- ○事務局(高品吉朗君) 事務局、高品です。こちらの集積面積目標は、農林振興課に提供していただいているものなのですが、これまでの集積面積に平成29年度産業ビジョン等に使用している実績を合計した数値を利用しているということでした。要は産業ビジョンということで、市のほうで年間何へクタールずつ集積を進めていきましょうという目標が年間計画でつくられておりまして、その面積を参考にこちらの農業委員会の活動計画のほうにもその数字を使わせてもらっているという状況です。
- ○議長(地引正和君) どうぞ。
- ○7番(有原敏夫君) よく政府がいう何年度までに担い手に80%集積するという目標がまとめている のだけれども、そういうことではない。この2ページの現状及び課題というようなところで、農地の 集積率って8.4%になっているのですけれども、これだとすごく集積率低く感じるのですけれども、 産業ビジョンのほうで、私もかかわっているのですけれども、この辺ギャップというか、考え方の差があり過ぎたかなというふうに思うのですけれども。
- ○議長(地引正和君) どうぞ。
- ○事務局(高品吉朗君) 現実的な目標としては、指針のほうで最終的には100%集積しましょうという指針を農業委員会はつくってはいるのですけれども、それは現実的にはなかなか難しくて、こちらにつけた目標については産業ビジョンのほうの今までの実績だとかを考慮した数値を載せさせていただいております。
- ○議長(地引正和君) どうぞ。
- ○14番(山口勝久君) 14番、山口です。議案のほうの1ページ目の2番の中の農業委員会の現在の体制ということで、その下のほうに新制度に基づく農業委員会ということで農業委員の数字挙げられてあるのですけれども、これ要するに今の数字ということですよね。そうすると、内訳で認定農業者が11という数字になっているのですけれども、要するに我々のことですよね。
- ○事務局(高品吉朗君) 事務局、高品です。一応こちらの委員さんの中に11名の認定農業者さんがいるということで、ここには11名と載せてあります。ただ、ちょっと今手持ち資料がなくて申しわけないのですが、当時農業委員さんになるに当たって……
- ○議長(地引正和君) なったときだよね。
- ○事務局(高品吉朗君) なったときにです。11名の方。
- ○14番(山口勝久君) これ足して16にならなくてもいいわけだ。これ定数16、実数16で、内訳になると14しかならない。

- ○事務局(高品吉朗君) そうですね。合計が16になるわけではないです。
- ○14番(山口勝久君) 済みません。14番、山口です。今言ったように数字のあれが足し算したときに 16にならないということと、それとあわせて全員認定農業者ではないので、その中の中立委員という のがありますよね。逆に私なんかはどういうところの数字に入るのかなということで。
- ○事務局(高品吉朗君) 必ずしもここに必ず項目があるわけではなくて、この様式が点検評価で指定 された様式なのですけれども……
- ○14番(山口勝久君) 要するにこれ定数、実数の16の人のやつというのは、その内訳という意味ではないということですね。
- ○事務局(高品吉朗君) はい、そうです。
- ○議長(地引正和君) ほかに質疑はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(地引正和君) 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。 これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

「「なし」と言う人あり〕

○議長(地引正和君) 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。採決をいたします。

議案第5号について、賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長(地引正和君) 賛成全員でございます。

よって、議案第5号については原案のとおり可決されました。

これで15分ほどちょっと休憩したいと思います。1時間ほどになりますので、15分ほどお願いいた します。

休憩

再 開

- ○議長(地引正和君) 休憩前に引き続きまして会議を再開いたします。
 - ◎議案第6号 平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画 (案) の承認の件
- ○議長(地引正和君) 次に、議案第6号 平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)の 承認についてを議題といたします。

議案第6号について、事務局の説明を求めます。

高品君。

○事務局(高品吉朗君) 事務局の高品です。議案第6号についてご説明いたします。

議案の4ページをごらんください。先ほどの議案第5号でご説明させていただいたように、農業委員会等に関する法律の一部改正により農業委員会は農地等の利用の最適化推進が必要事務となり、目標とその達成に向けた活動計画を作成し、ホームページ等で公表することが必要となっております。

続きまして、議案第6号の資料をごらんください。平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画を作成しましたので、ご説明いたします。

資料の1ページをごらんください。こちらには現在の農家数や農地等の概要、農業委員会の体制などを載せています。

次に、2ページをごらんください。担い手への農地の利用集積、集約化についてですが、現在認定 農業者に農地を213.41ヘクタール集積してきました。今年度の利用集積、集約化の目標面積は18.3~ クタールとして農業経営基盤強化促進法による利用集積制度の周知を行うとともに、利用状況調査な どで利用できる農地の把握を行っていきたいと思います。

新たな農業経営を営もうとする者の参入促進についてですが、平成29年度の新規参入者はゼロ人でした。新規就農の相談は、窓口などで随時受けていますが、営農技術の問題や農地確保などの課題があり、新規参入者はいませんでした。今年度の目標は1経営体として新規就農の相談があった場合には各関係機関と協力して支援を行うとともに、農地のあっせんについても積極的にできるよう準備していきたいと思います。

次に、3ページをごらんください。遊休農地に関する措置についてですが、平成29年度の遊休農地 面積は67へクタールとなっています。この面積は、昨年の利用状況調査で1号遊休農地と判定した面 積になります。今年度の遊休農地の解消面積目標は5へクタールとし、利用状況調査結果を整理、活 用し、積極的に耕作者へあっせんしていきたいと思います。

違反転用への適正な対応についてですが、違反転用面積が1へクタール増加し、現在は7.3へクタールとなっています。違反転用は、早期発見、早期指導が重要であるため、農地パトロールを大事にしていきたいと思います。また、違反転用者に対しては是正指導や文書による勧告を行い、悪質事案については県と連携を図り、対応したいと思います。

平成30年度はこのような活動計画を作成しましたので、ご意見などありましたらお願いいたします。 ご説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(地引正和君) 事務局の説明が終わりましたので、これより質疑をお受けいたします。 質疑はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(地引正和君) 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(地引正和君) 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。採決をいたします。

議案第6号について、賛成の方は挙手を願います。

[賛成者举手]

○議長(地引正和君) 賛成全員でございます。 よって、議案第6号については原案のとおり可決されました。

◎報告事項

○議長(地引正和君) 次に、日程第3、報告事項に入ります。事務局に説明を求めます。齊藤君。

○事務局(齊藤秀夫君) 事務局、齊藤です。協議報告第1号についてご報告いたします。

議案5ページから7ページをごらんください。農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出書の提出がありましたので、袖ケ浦市農業委員会庶務規程第11条第7号の規定に基づき、局長専決にて処理しましたので、報告いたします。

なお、専決処理期間は、平成30年4月1日から4月30日までで12件でございます。 報告は以上でございます。

○議長(地引正和君) 報告は以上です。

◎その他

○議長(地引正和君) 次に、日程第4、その他に入ります。 委員から何かありますか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(地引正和君) 事務局から何かありますか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(地引正和君) 本日の日程は全て終了いたしました。

◎閉 会

○議長(地引正和君) これをもちまして第26回農業委員会総会を閉会いたします。 ご苦労さまでございました。

午後4時17分 閉会